

「資料 - 4 吉野川河道内樹木の管理について（案）」の変更箇所

頁	変更内容	備考
表紙	作成者の名称変更	・ 事務局判断
-	本方針の作成目的や経緯を記した「まえがき」を追加	・ 岡部委員長からの要望
目次	章タイトルの「～に関する事項」を削除 第1章 第3節のタイトル変更 旧) 第3節 河道内樹木の現状 1. 吉野川の河道内樹木 新) 第3節 吉野川の河道内樹木 1. 河道内樹木の現状 章・節・項タイトルの表現の重複を解消	・ 、ともに、岡部委員長からの指摘 ・ は、事務局判断
全般	「タケ」、「竹」、「竹林」の表現を以下のように区別した。 ・ タケ：単体で、かつ、生態学の観点から捉える場合（伐採前） ・ 竹：単体で、かつ、利活用の観点から捉える場合（伐採後） ・ 竹林：タケの群落を意味する場合	・ 事務局判断
p.4	水害の写真に平成16年台風23号を追加	・ 事務局判断
p.9～11	縮小等によって不鮮明な図を拡大	・ 事務局判断
p.22 p.34	ヤナギ類の管理に取り組む内容に関する表現の変更 旧) ヤナギ類の生態系保全機能 新) ヤナギ類の生態的機能	・ 鎌田委員からの指摘
p.24 他	表現の変更 旧) 繁茂面積の拡大、繁茂拡大 新) 面積の拡大、面積拡大	・ 鎌田委員からの指摘
p.41	モニタリングフローの変更 （変更内容については、「参考資料」を参照）	・ 岡部委員長、鎌田委員、石川委員の意見を踏まえた変更
p.42	伐採木の利活用に関する表現の変更 旧) リサイクル 新) 利活用 ヤナギ類の椎茸栽培（ほだ木）への利用に関する写真と説明文の変更 旧) 椎茸栽培などに用いられる 新) なめ茸栽培などに用いられる	・ 曾良委員からの指摘 ・ 森本委員からの指摘を受け、再調査を行った上での変更 コナラ、サクラ、ヤナギ類を用いて椎茸栽培を行っている旨を中国新聞に掲載していた市民グループに聞き取りを行ったところ、川のヤナギはなめ茸や平茸などには適しているが、椎茸には不適との回答を得たため、左記の変更を行った。
p.50	結語の文章の変更	・ 竹林委員、千葉委員、曾良委員からの指摘
p.52	用語の定義の変更 （変更内容については、「参考資料」を参照）	・ 鎌田委員からの指摘を受け、生態系や環境科学に関する基準書等をもとに変更
p.54	引用・参考文献の追加	・ 事務局判断